

① 遺言書あり／遺言執行者がいる場合

- ・遺言により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合、相続手続きには下記の書類等が必要です。
- ・遺言書等は原本の提示が必要です。遺言書は当金庫でコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	必 要 書 類	入手先
1	被相続人様（亡くなられた方）の「死亡の記載がある」 戸籍（除籍）謄本（または法定相続情報一覧図）	市区町村役所 （法務局）
2	遺言執行者様の印鑑証明書 ・発行より6ヶ月以内のもの	市区町村役所
3	遺言書 ・公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客さま
	検認済証明書または検認調書謄本 ・公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言）の場合は家庭裁判所での 検認手続きが必要です。遺言書情報証明書がある場合は不要です。	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 ・自筆証書遺言を法務局（遺言書保管所）で保管されている場合に必要です。	法務局
	遺言執行者選任審判書謄本 ・家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合にご準備ください。	家庭裁判所
4	相続に関する依頼書 ・遺言執行者様（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）に署名・ 捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
5	相続に関する委任状 ・遺言執行者様が複数名の場合に代表となる遺言執行者様以外の遺言執行者様 の署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
	払い戻し等の際、窓口にお持ちいただくもの	
6	遺言執行者様の実印 ・遺言執行者様（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）の実印	お客さま
7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ・お手続きされる預金口座の通帳・証書・キャッシュカード等をご準備くださ い。喪失されている場合は、別途ご提出いただく書類がございます。	お客さま

※被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。